

景観法に基づく届出について

本市では、美しい景観を守り、創っていくため、平成22年8月に「下関市景観計画」を策定し、良好な景観形成の推進に取り組んでいます。

景観計画の策定により、景観計画区域内で一定規模以上の建築・建設等の行為を行う場合は、**行為に着手する30日前まで**に市長への届出が必要です。

1. 届出対象地域

下関市全域が対象です。

ただし、関門景観形成地域に該当する場合は、届出対象となる行為が異なりますので、裏面をご参照ください。

2. 届出対象行為及び規模

- (1) 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更で以下のいずれかに該当するもの
 - 高さが20mを超えるもの
 - 延床面積が5,000㎡を超えるもの
- (2) 工作物の新設等で以下のいずれかに該当するもの
 - 高さが20mを超えるもの
 - 築造面積が5,000㎡を超えるもの
- (3) 土地の形質の変更
 - 当該変更に係る部分の土地の面積の合計が5,000㎡を超えるもの



3. 届出書類

景観計画区域内行為(変更)届出書(届出様式第1面及び第2面)に次に掲げる図書を添えて2部届出をお願いします。

➢ 付近見取図、現況写真、配置図、立面図(2面以上で彩色したもの)、断面図(土地の形質の変更のみ)、平面図、完成予想図(パース等)、外構計画図・広告物図面、色見本 など

4. その他

周辺景観に大きな影響を与える恐れのあるものは、下関市景観審議会等の専門家による審査が必要となる場合があります。

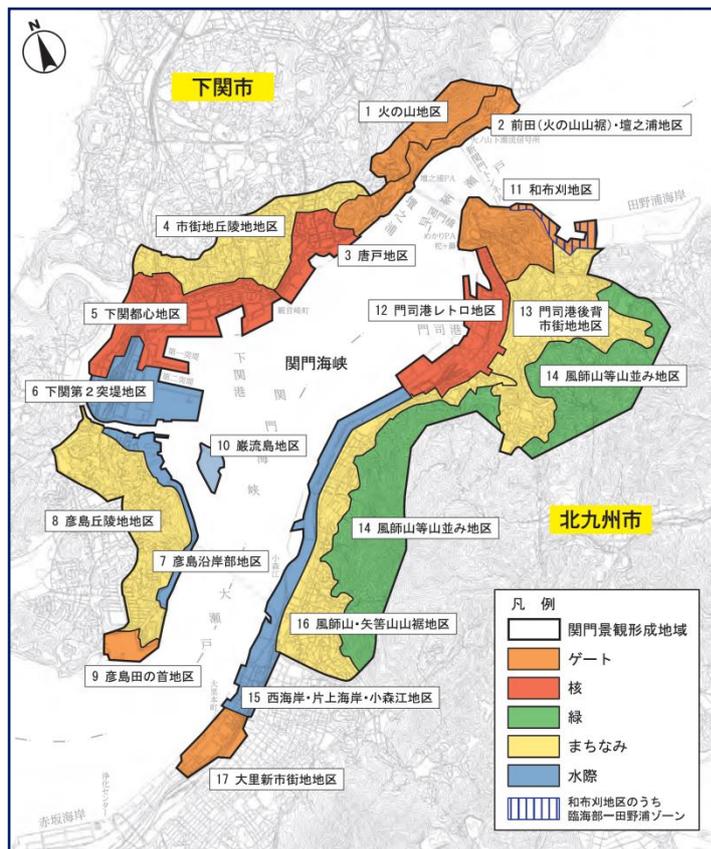
<関門景観形成地域>

1. 届出対象地域

右図に示す関門景観条例に基づく関門景観形成地域の下関市内にかかる範囲
※区域の確認は、下関市HPに掲載の下関市都市計画情報システムにおいて、「都市計画等の情報」ページからお願いします。

2. 届出対象行為及び規模

- (1) 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更で以下のいずれかに該当するもの
 - 高さが10m以上のもの
 - 延床面積が1,000㎡以上のもの
- (2) 工作物の新設等で以下のいずれかに該当するもの
 - 高さが10m以上のもの
 - 築造面積が1,000㎡以上のもの
- (3) 土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓
 - (土地又は水面) 面積が1,000㎡以上もの
 - (のり面、擁壁) 高さが3m以上かつ延長が10m以上のもの



3. 届出書類

景観計画区域内行為(変更)届出書(届出様式第1面、第2面及び第3面)に次に掲げる図書を添えて2部届出をお願いします。

- 付近見取図、現況写真、配置図、立面図(4面彩色したもの)、平面図、断面図(土地の形質の変更等のみ)、完成予想図(パース等)、外構計画図・広告物図面、色見本 など

4. その他

周辺景観に大きな影響を与える恐れのあるものは、下関市景観審議会等の専門家による審査が必要となる場合があります。



詳細は下関市HPからご確認ください。また、お問い合わせは下記までお願いします。

下関市 都市整備部 都市計画課 景観係

Tel : 083-231-1225 / E-mail : keikan@city.shimonoseki.yamaguchi.jp